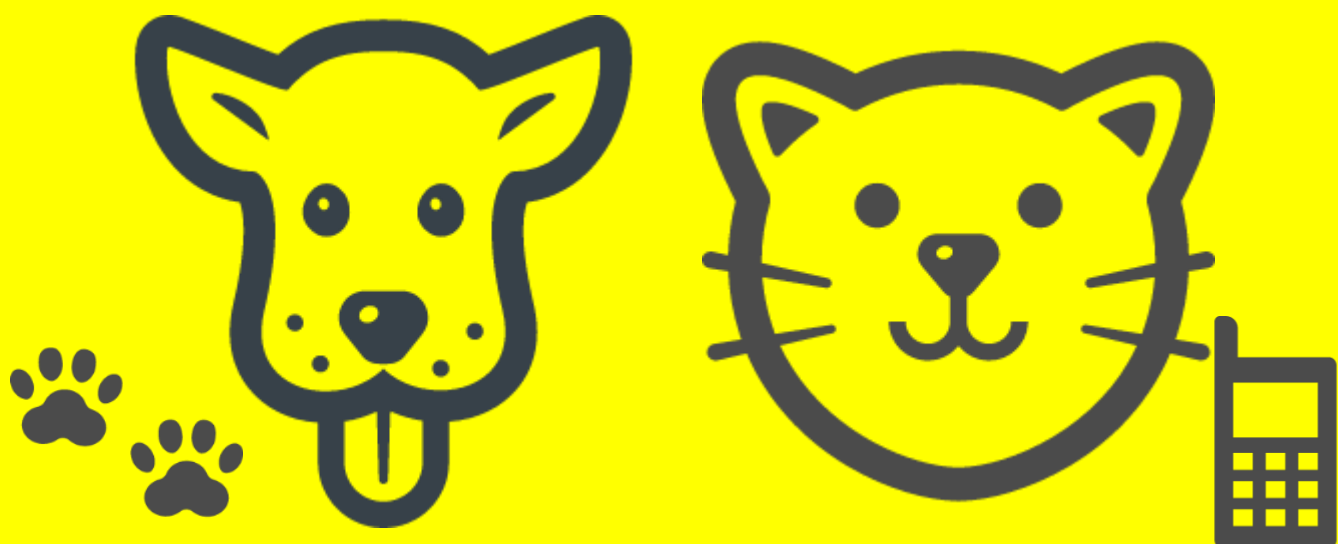


うちの**犬猫**がいなくなった！



まずはお電話を

ペットがいなくなったら、すぐにいなくなった場所の

- 保健所・動物愛護センター・動物保護管理センター
- 市町村役場 ●警察・交番

に連絡してください。

「すぐに帰ってくるだろう」と何もせずに待たないでください。施設で保護された動物たちは自分で「帰る家がある」と言えません。施設によっては処分までの期間が定められています。また連絡後は、すぐに自分で捜しはじめましょう。写真入りのポスターを作成することが有効です。

★普段から迷子札をつけ飼い主様の連絡先を記してください！

連
絡
先

新潟県動物愛護センター	0 2 5 8 - 2 1 - 5 5 0 1
下越動物保護管理センター	0 2 5 4 - 2 4 - 0 2 0 7
上越動物保護管理センター	0 2 5 - 5 2 5 - 9 2 6 3
佐渡保健所生活衛生課	0 2 5 9 - 7 4 - 3 3 9 9
新潟市動物愛護センター	0 2 5 - 2 8 8 - 0 0 1 7